

田原本町 の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

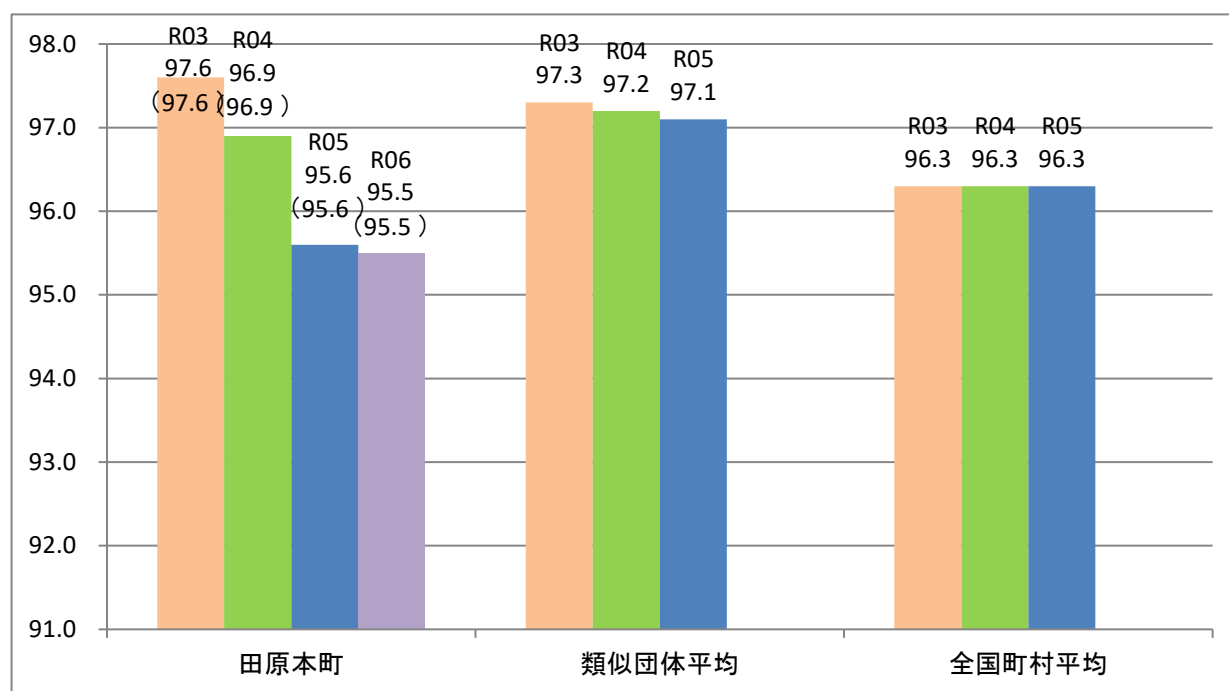
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和4年度の 人件費率
令和5年度	人 31, 573	千円 14, 495, 860	千円 667, 288	千円 2, 209, 800	% 15. 2	% 16. 1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B / A	(参考) 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 218	千円 741, 752	千円 141, 793	千円 295, 959	千円 1, 179, 504	千円 5, 411	千円 5, 685

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。
4 (参考) 平均一人当たり給与費は類似団体の令和4年度のデータ。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

$$(\text{補正前のラスパイレス指数} \times (1 + \text{当該団体の地域手当支給率}) / (1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給率}))$$
により算出。）
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 類似団体平均と全国町村平均の数値は公表され次第、更新する。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給与表の改定実施時期）

平成27年4月1日

（内容）

国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げを行った国家公務員の俸給表に準じて引き下げを実施。

（1・2級の若年層は据え置き、高年齢層の引下げ幅は最大4%）

激変緩和のため、現給保障を平成30年3月31日まで3年間実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）

国基準3%に対し、田原本町においても3%を支給。

（支給時期）

令和6年4月1日時点、3%を支給。

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
国基準による 支給割合	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
田原本町の 支給割合	3%	5%	5%	4%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%

③ その他の見直し内容

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
田原本町	41.4 歳	297,498 円	332,511 円	356,278 円
奈良県	42.1 歳	312,738 円	406,051 円	359,290 円
国	42.4 歳	322,487 円	— 円	404,015 円
類似団体	41.3 歳	304,046 円	376,949 円	337,759 円

(注) 1 奈良県・国・類似団体は令和5年4月1日のデータ。

②技能労務職

※人数が3人以下である平均給料月額等の欄は個人情報保護のため表示していません。

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
田原本町	50.4 歳	16 人	291,888 円	355,342 円	315,089 円	—	—	—	—
清掃員	50.5 歳	12 人	307,975 円	388,036 円	336,474 円	廃棄物処理業	47.3 歳	310,800 円	1.25
奈良県	55.8 歳	49 人	294,797 円	348,999 円	325,964 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	—	329,178 円	—	—	—	—
類似団体	51.9 歳	6 人	295,730 円	325,909 円	314,418 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
田原本町	—	—	—
清掃員	6,045,099 円	4,321,100 円	1.40

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）
2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
3 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては12年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
4 民間および奈良県・国・類似団体は令和5年4月1日のデータ。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
田原本町	43.0 歳	357,600 円	402,269 円
奈良県	40.2 歳	340,143 円	392,745 円
類似団体	40.1 歳	293,293 円	330,444 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。
3 奈良県・類似団体は令和5年4月1日のデータ。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		田原本町	奈 良 県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	191,700 円	185,200 円
	高校卒	166,600 円	158,900 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	159,500 円	149,800 円	— 円
	中学卒	— 円	136,200 円	— 円

（注）奈良県・国は令和5年4月1日のデータ。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	242,500 円	310,900 円	349,200 円	393,900 円
	高校卒	— 円	265,500 円	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	305,700 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

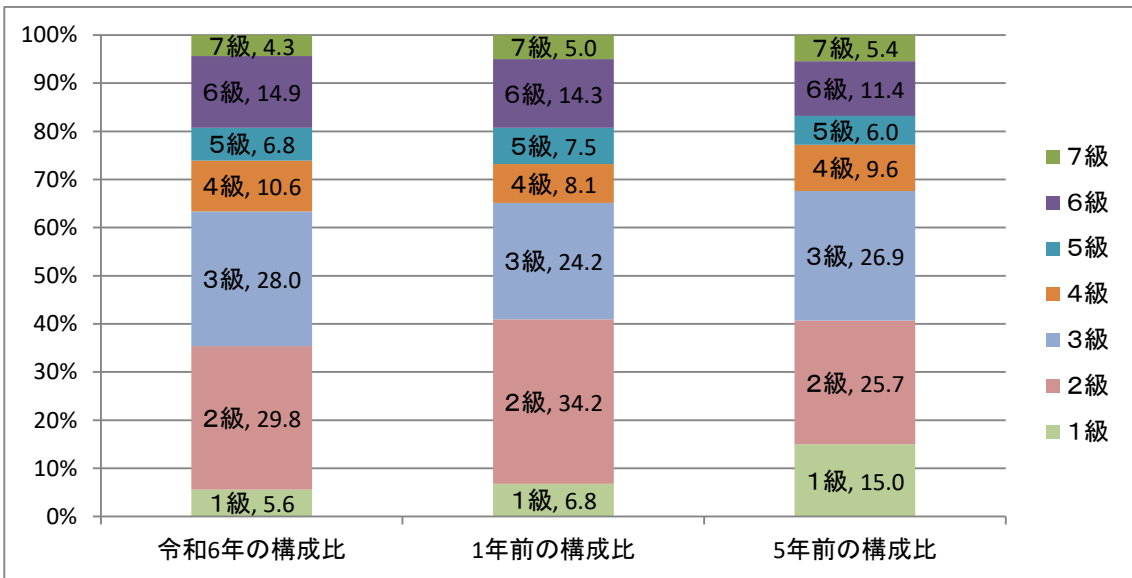
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長、参事、次長	7人	4.3%	365,500円	446,200円
6級	課長、局長、主幹	24人	14.9%	323,100円	411,300円
5級	課長補佐	11人	6.8%	295,400円	394,000円
4級	課長補佐、係長	17人	10.6%	271,600円	382,000円
3級	係長、主査	45人	28.0%	240,900円	351,000円
2級	主事	48人	29.8%	208,000円	305,200円
1級	主事	9人	5.6%	162,100円	249,400円

(注) 1 田原本町の給与条例に基づく給料表の級区分、かつ、地方公務員給与実態調査による一般行政職に該当する職員数である。

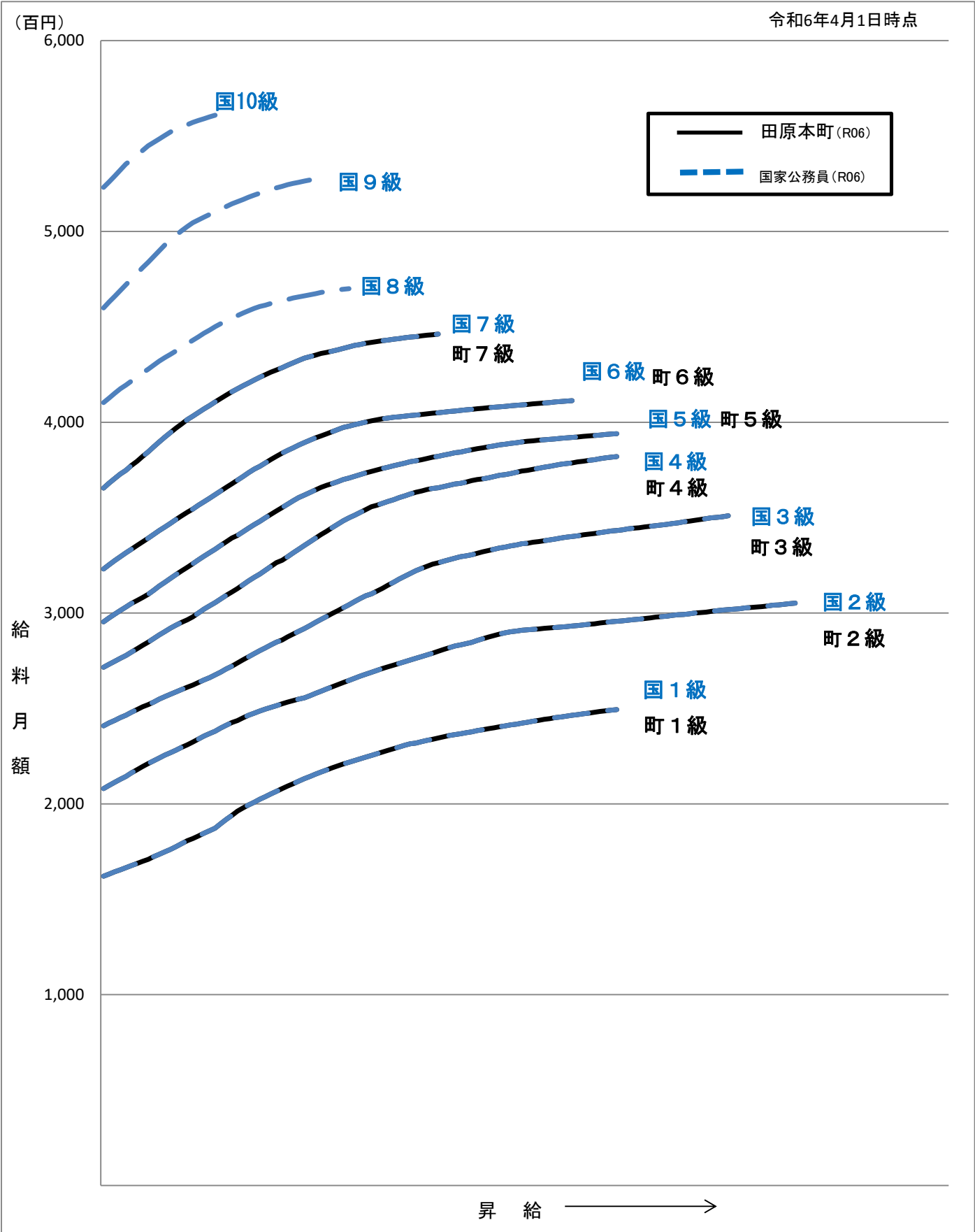
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

(3) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

田原本町	奈良県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,381 千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,529 千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （ 1.375 ）月分（ 0.975 ）月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.35 月分 勤勉手当 2.00 月分 （ 1.35 ）月分（ 0.95 ）月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 （ 1.35 ）月分（ 0.95 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	田原本町				
	管理職員		一般職員		
イ 人事評価を活用している					
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績のある成績率	支給可能な成績率	支給実績のある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

田原本町			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （ 2～15%加算 ） 退職時特別昇給なし		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （ 2～45%加算 ）	
1人当たり平均支給額	8,387千円	921千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		28,793 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		115,172 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
町内全域	3 %	241 人	3 %

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			2,650 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			220,814 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			5.0 %		
手当の種類（手当数）			2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）		左記職員に対する支給単価
ごみ処理作業従事手当	環境管理課のごみ処理作業に従事する職員	ごみ処理作業	2,650	千円	上限/月 20,000円以内
感染症防疫作業従事手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症防疫作業	0	千円	上限/日 1,000円以内
				千円	円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	38,494 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	217 千円
支給実績（令和4年度決算）	41,605 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	224 千円

（注）職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（各年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	子 月額10,000円 その他親族 月額6,500円など	同		21,368 千円	242,813 円
住居手当	借家 最高限度額 月額28,000円	同		12,376 千円	317,326 円
通勤手当	片道 2km以上に限る ○交通機関利用 6ヶ月定期券価格 ○自動車等利用 片道距離に応じて 月額2,000～31,600円	同		14,539 千円	79,015 円
管理職手当	部長級 月額64,442円 次長級 月額57,775円 課長級 月額51,108円 主幹 月額45,739円 園長 月額43,810円 課長補佐級 月額40,370円 主任教諭級 月額33,320円	異	国 46,300円～ 130,300円	35,694 千円	540,818 円
宿日直手当	日直手当日額 4,400円	同		支給実績なし	

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	町 長	880,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額
		(880,000 円)	939,000 円／ 430,000 円
	副 町 長	750,000 円	
		(750,000 円)	760,000 円／ 530,000 円
		円	
		(円)	円／ 円
報酬	議 長	380,000 円	499,000 円／ 252,000 円
	副 議 長	335,000 円	430,000 円／ 202,000 円
	議 員	320,000 円	400,000 円／ 174,000 円
期末手当	町 長	(令和5年度支給割合) 3.05ヶ月	
	副 町 長		
	議 長	(令和5年度支給割合) 3.30ヶ月	
退職手当	副 議 長		
	議 員		
退職手当	町 長	(算定方式) 給料月額×在職年数×520/100	(1期の手当額) 18,304,000円 (支給時期) 任期毎又は在职期間毎
	副 町 長	給料月額×在職年数×330/100	9,900,000円 任期毎又は在职期間毎
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

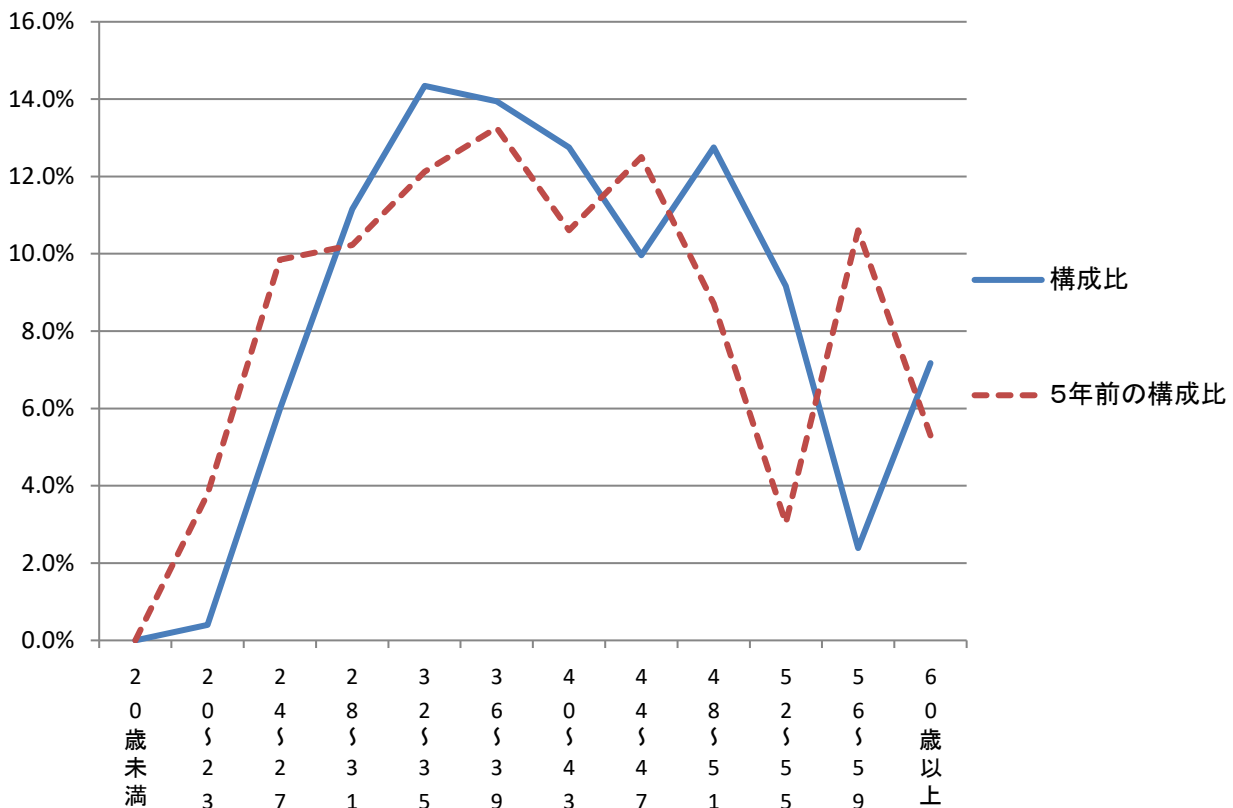
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分 部門			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和6年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	
		総務	59	65	▲ 6	退職および人事異動による欠員不補充
		税務	16	17	▲ 1	
		民生	28	28	0	
		衛生	33	33	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	5	6	▲ 1	
		商工	3	2	1	
		土木	10	11	▲ 1	
		計	157	165	▲ 8	<参考> 人口1万当たり職員数 49.73 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数) 52.99 人
	教育部門		61	59	2	小学校統合に向けた準備等
	消防部門		0	0	0	
	小計		218	224	▲ 6	<参考> 人口1万当たり職員数 69.05 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数) 66.46 人
公営企業等会計部門	病院		0	0	0	
	水道		12	11	1	
	交通		0	0	0	
	下水道		5	5	0	
	その他		16	17	▲ 1	
	小計		33	33	0	
合計			251 [282]	257 [282]	▲ 6 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 79.50 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。
 3 類似団体は令和5年4月1日のデータ。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	0	1	15	28	36	35	32	25	32	23	6	18	251

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	167	168	165	162	165	157	▲ 10	(▲ 6.0 %)
教育	66	63	62	59	59	61	▲ 5	(▲ 7.6 %)
消防	0	0	0	0	0	0	0	(%)
普通会計計	233	231	227	221	224	218	▲ 15	(▲ 6.4 %)
公営企業等会計計	31	32	32	35	33	33	2	(6.5 %)
総合計	264	263	259	256	257	251	▲ 13	(▲ 4.9 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度 の総費用に占める 職員給与費比率
令和5年度	千円 775,804	千円 94,448	千円 41,761	% 5.4	% 5.4

(注) 職員給与費には資本勘定支弁職員に係る給与費を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当 たり給与費 B/A	(参考) 市町村 平均一人当 り給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手 当	計 B		
令和5年度	人 11	千円 40,133	千円 6,925	千円 17,700	千円 64,758	千円 5,887	千円 6,028

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

3 (参考) 市町村平均一人当たり給与費は令和4年度のデータ。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
田原本町	40.0 歳	324,230 円	493,247 円
団体平均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 団体平均は令和5年4月1日のデータ。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

田原本町	田原本町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,609 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,381 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

※人数が3人以下である場合は、個人情報保護のため表示していません。

田原本町			田原本町（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （ 2～15%加算 ） 退職時特別昇給なし		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （ 2～15%加算 ） 退職時特別昇給なし	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	8,387千円	921千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		1,272,472 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		115,679 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
町内全域	3 %	11 人	3 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		0		千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		0		円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		0. 0		%	
手当の種類（手当数）		0			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価	
—	—	—	千円	日額	円
—	—	—	千円	1 件当たり	円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	902 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	113 千円
支給実績（令和4年度決算）	1,439 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	180 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（各年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

※人数が3人以下である場合は、個人情報保護のため表示していません。

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	子 月額10,000円 その他親族 月額6,500円など	同		1,031 千円	257,756 円
住居手当	借家 最高限度額 月額28,000円	同		282 千円	282,000 円
通勤手当	片道2km以上に限る ○交通機関利用 6ヶ月定期券価格 ○自動車等利用 片道距離に応じて 月額2,000～31,600円	同		1,271 千円	115,502 円
管理職手当	部長級 月額64,442円 次長級 月額57,775円 課長級 月額51,108円 主幹 月額45,739円 園長 月額43,810円 課長補佐級 月額40,370円 主任教諭級 月額33,320円	同		1,098 千円	548,868 円

8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務条件、休憩時間の概要（令和6年4月1日現在）

職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。
別に60分の休憩時間があります。

(2) 職員の年次休暇の概要と取得状況

原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。（各年1月1日から12月31日）

令和5年度平均取得日数	14日
-------------	-----

(3) 特別休暇の概要と取得状況

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別休暇が付与されます。
主要なものは次のとおりです。

種類	付与日数
公民権行使や証人などに出頭する場合の休暇	必要と認められる期間
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	5日
結婚休暇	5日
子の看護休暇	5日
夏季休暇	3日

(4) 病気休暇の概要と取得状況

職員が負傷または疾病のために勤務できない場合、医師の証明書などに基づき、療養のため必要最小限の時間勤務することが免除されます。

令和5年度取得者数	61人
-----------	-----

(5) 育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度で、最長3年間取得することができます。育児休業は1日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。

区分	令和5年度取得者数
育児休業	7人
部分休業	14人

9 職員の分限処分・懲戒処分の状況（令和5年度）

①分限処分

「分限処分」とは、公務の能率維持のため行う処分です。

心身の故障により休職処分とした者＝8人

②懲戒処分

「懲戒処分」とは、公務員関係の秩序を維持するための道義的責任を追及して行う処分です。

公務員としてふさわしくない非行により懲戒処分とした者＝0人

10 職員の服務状況

服務に関する基本原則の概要

基本原則	概要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中においては全力で職務を遂行しなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は信用を傷つけたり、全体の不名誉となる行為をしてはなりません。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。
争議行為の禁止	職員には争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成などに関与する等の政治的行為が禁止されています。

11 職員の研修状況

職員に高度な専門知識、技術などを習得させるため職員を研修機関等へ派遣しています。

12 職員の福祉・利益の保護の状況

- ①町の常勤職員は、奈良県市町村職員共済組合に加入し、当該組合の規定による短期給付（保健・休業・災害・附加）と長期給付（年金）を受けることができます。なお、幼稚園教諭、給食調理員、学校用務員など一部職員は、公立学校共済組合に加入しています。
- ②職員が公務による災害で病気になったり死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償があります。
- ③職員の健康診断については、労働安全衛生法により、年1回実施するとともに、町の産業医等の指導により職員の健康に配慮しています。

13 公平委員会への措置要求・不服申立の概要

職員は、勤務条件その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に措置要求または不服申立てを行うことができます。

令和5年度は、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申立てはありませんでした。